

公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定 重症心身障害看護師制度規則

第1章 総 則

第1条 日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師制度(以下「本制度」という)は、重症心身障害の看護分野において、高い倫理観と熟練した看護技術及び知識を用いて、水準の高い看護実践のできる看護師を育成することにより、重症心身障害看護領域における看護ケアの向上を図ることを目的とする。

第2条 日本重症心身障害福祉協会（以下「本協会」という）は、前条の目的を達成するため、この規則により重症心身障害看護師を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 重症心身障害看護師とは、本協会の認定審査会で合格した者をいい、次の各号の役割を果たす。

- (1) 重症心身障害児者及び家族に対し、熟練した看護技術及び知識を用いて専門性・個別性の高い看護を実践する。
- (2) 看護実践を通して、看護・療育スタッフに対し教育的支援を行う。
- (3) 重症心身障害児者を取り巻く今日的課題に積極的に取り組む。

第4条 重症心身障害看護師制度の詳細は、別に細則で定める。

第2章 専門看護師研修部会

第5条 本制度の目的を達成するための制度の運営にあたって、本協会は、人材育成・研修委員会に重症心身障害専門看護師研修部会（以下「専門看護師研修部会」という。）を設ける。

第6条 専門看護師研修部会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項等について定めることができる。

第7条 専門看護師研修部会の構成及び運営については、細則に定める。

第3章 教育機関の認定 教育機関の認定

第8条 重症心身障害看護師の教育機関については、細則に定めた条件を満たした研修機関を認定する。要件等については、細則に定める。

第9条 本協会理事長は、専門看護師研修部会が認定した教育機関に対して、認定証を交付する。

第4章 重症心身障害看護師の認定

第1節 重症心身障害看護師を認定する審査会

第10条 重症心身障害看護師に関する審査を行うために、認定審査会を設ける。

第 11 条 認定審査会は、重症心身障害看護師の認定とその更新の審査について審議する。

第 12 条 認定審査会の構成及び運営については、細則に定める。

第 2 節 申請資格

第 13 条 重症心身障害看護師認定審査を申請する者（以下「申請者」という）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 看護師の資格取得後、原則として通算 5 年以上の実務経験を有すること。そのうち通算 3 年以上は重症心身障害看護領域の実務経験を有すること。
- (3) 本協会が認定した教育機関において、所定の教育課程を修了していること。
- (4) 細則に定める所定のポイントを有していること。

第 3 節 重症心身障害看護師の審査及び認定

第 14 条 申請者は、細則に定める申請書類を認定審査会が定める審査料とともに、本協会認定審査会に提出しなければならない。

第 15 条 審査は、認定審査会が申請者に対して毎年 1 回行い、重症心身障害看護師の認定を行う。

第 16 条 本協会理事長は、認定審査会が重症心身障害看護師として認定した者に対して、重症心身障害看護師認定証を交付する。

- 2 本協会は、前項の認定証を交付した者を重症心身障害看護師名簿に登録する。
- 3 重症心身障害看護師認定証の有効期間は、交付の日より 5 年とする。

第 5 章 重症心身障害看護師の認定の更新

第 17 条 本協会は、重症心身障害看護師のレベル保持のため、認定更新制を実施する。

第 18 条 本協会の認定を受けた重症心身障害看護師は、認定を受けてから 5 年ごとにこれを更新しなければならない。

第 19 条 更新のため、重症心身障害看護師の認定を更新する者（以下「更新申請者」という）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 更新申請時において、重症心身障害看護師であること。
- (3) 更新申請時において、過去 5 年間に細則に定める看護実践や自己研鑽の実績があること。

第 20 条 更新申請者は、細則に定める申請書類を認定審査会が定める審査料とともに、本協会認定審査会に提出しなければならない。

第6章 重症心身障害看護師の資格の喪失

第21条 重症心身障害看護師は、次の各号の理由により、認定審査会の審議を経て、重症心身障害看護師の資格を喪失する。

- (1) 重症心身障害看護師の資格を辞退したとき。
- (2) 重症心身障害看護師の認定の更新をしなかったとき。
- (3) 規則第19条に定める認定更新の要件を満たさないと認定審査会が判断したとき。
- (4) 重症心身障害看護師としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 日本国の看護師免許を喪失、返上または取り消されたとき。

第22条 前条第2号の理由により、重症心身障害看護師の資格を喪失した者については、特別の事由があると認められる場合に限り、資格を回復させることができるものとし、その詳細は細則で定める。

第7章 補則

第23条 この規則の改廃は、専門看護師研修部会の審議を経て、本協会理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。なお、この規則は公益社団法人日本重症心身障害福祉協会の登記の日に「社団法人日本重症児福祉協会を公益社団法人日本重症心身障害福祉協会」と書き換える。
- 2 この規則の発効前において「社団法人日本重症児福祉協会認定 重症心身障害認定看護師」として登録されている者は、「公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師」と名称変更した上で、そのまま認定される。

(平成27年10月12日一部改正)

この規則は平成27年4月1日から施行する。

(令和7年4月23日一部改正)

この規則は令和7年4月23日から施行する。